

( 表 面 )

別 記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

山武市放射線量測定器貸出申請書

年 月 日

(宛先) 山武市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(携帯電話番号)

山武市放射線量測定器貸出要領第 5 条第 1 項の規定により、裏面注意事項に承諾し、次のとおり放射線量測定器の借受けを申請します。

使 用 場 所	所 在 地	山武市	
	測定場所		
使 用 日 時	年 月 日 ( )	時 分 から	
		時 分 まで	
本人確認書類	運転免許証・健康保険証・その他 ( )		
備 考			

市記載欄

貸出機器番号

貸出時間 時 分 担当職員

返却時間 時 分 担当職員

( 裏 面 )

放射線量測定器使用に関する注意事項

- 1 借受け及び返却の際は、職員の立会いのもと放射線量測定器（以下「測定器」という。）が正常に作動することの確認を受けること。
- 2 測定器は、事前に予約した者が受領するものとする。
- 3 申請者の連絡先は、携帯電話等、日中に連絡が取れる電話番号を記入すること。
- 4 借受者から第三者への譲渡又は転貸等を行わないこと。
- 5 測定器は、精密機械であることから、慎重かつ丁寧な取扱いに努めること。
- 6 測定器は、空間線量を測定する機器であるため、食品、水及び土壌の測定を行わないこと。
- 7 返却時間を厳守すること。
- 8 測定器を紛失し、又は著しい損傷を与えた場合は、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。